

県教育委員会の取組

1 県立高等学校部活動専門指導員（部活動コーチ）の配置

1校当たり月間18時間を上限に部活動コーチを配置（1時間：2,000円）

【配置状況】 (H28.9.1現在)

学校数		部活動数	
配置校	137校	運動部	155部
非配置校	13校	文化部	86部
計	150校	計	241部

（参考）県立学校部活動登録数（県高体連：平成28年度） 3,298部

2 運動部部活動指導者研修会の開催

中学校及び県立学校等において運動部活動の指導をしている保健体育教員以外の教員を対象に、指導力の向上を目的として、2日間の日程で「運動部活動指導者研修会」を実施

【平成28年度実績：131名参加】

<1日目> 講義 平成28年6月15日（水）

<2日目> 実技研修 平成28年8月24日（水）

中学校（60名） バスケットボール、ソフトボール

県立学校等（71名） バスケットボール、ハンドボール

3 運動部活動の休養日や練習時間の適切な設定

毎年度、体育担当者の出席する会議や学校訪問等において、別添の県教育長通知（平成21年10月）の趣旨を踏まえ、運動部活動の休養日や練習時間を適切に設定するよう周知

4 総合型地域スポーツクラブの育成支援

地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の創設と発展を支援

【育成状況（平成28年度）】 (H28.7.1現在)

・クラブ数：132

・育成している市町村数：51（未育成：3）

（創設準備段階を含む。）

（参考）運動部活動指導の工夫・改善支援事業（文部科学省委託事業）

外部指導者を学校に配置し、スポーツ医・科学的な知見をもったアスレチックトレーナーの派遣や講習会の開催等により、トレーニング法やコンディショニング等理論に基づいた指導等部活動に取り入れられるよう調査研究する。

<外部指導者配置状況（平成28年度）>

中学校：62人、高等学校：28人（原則年40回を上限、1回（2時間）：2,650円）

21 教体第 243 号
21 教健第 544 号
平成 21 年 10 月 1 日

豊橋市立豊橋高等学校長
豊田市立豊田養護学校長
各教育事務所長・支所長
各 県 立 学 校 長
殿

愛知県教育委員会教育長

学校における運動部活動について（通知）

運動部活動は、スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであり、「学校における体育的部活動の指導について」（昭和 59 年 9 月 25 日付け教保第 544 号）、「中学校及び高等学校における運動部活動について」（平成 10 年 3 月 17 日付け教保第 33 号）などにより、これまでも適切な運営をお願いしてきたところです。

この度、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領が改訂され、部活動の学校教育の一環としての位置付けが明記されたことから、下記の内容に一層留意され、引き続き適切な運動部活動の運営がなされるようお願いいたします。

なお、教育事務所においては、管内の学校への周知について御配慮ください。

記

- 1 運動部活動は、教育課程において学習したことなどを踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、生徒が運動部活動を通して改めて学習した内容の大切さを認識するよう促すなど、教育課程との関連が図られるよう留意すること。
- 2 地域や学校の実態に応じ、外部指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブなど社会教育関係団体等との連携など、運営上の工夫に努めること。
- 3 生徒が運動部活動に積極的に参加できるよう配慮し、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行うこと。
- 4 運動部活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意すること。また、生徒のバランスのとれた生活や成長及び教員の健康管理のためにも、休養日や練習時間を適切に設定するなど、健康・安全に留意した適切な活動が行われるよう配慮すること。
- 5 熱中症や落雷事故などの危険を回避し、安全を確保するため、関係通知等の内容の周知を図るとともに、学校全体の救急及び緊急連絡体制を定期的に確認すること。

担当 体育スポーツ課体育・スポーツ G

電話 052-954-6797（ダイヤルイン）

担当 健康学習課振興・安全 G

電話 052-954-6793（ダイヤルイン）